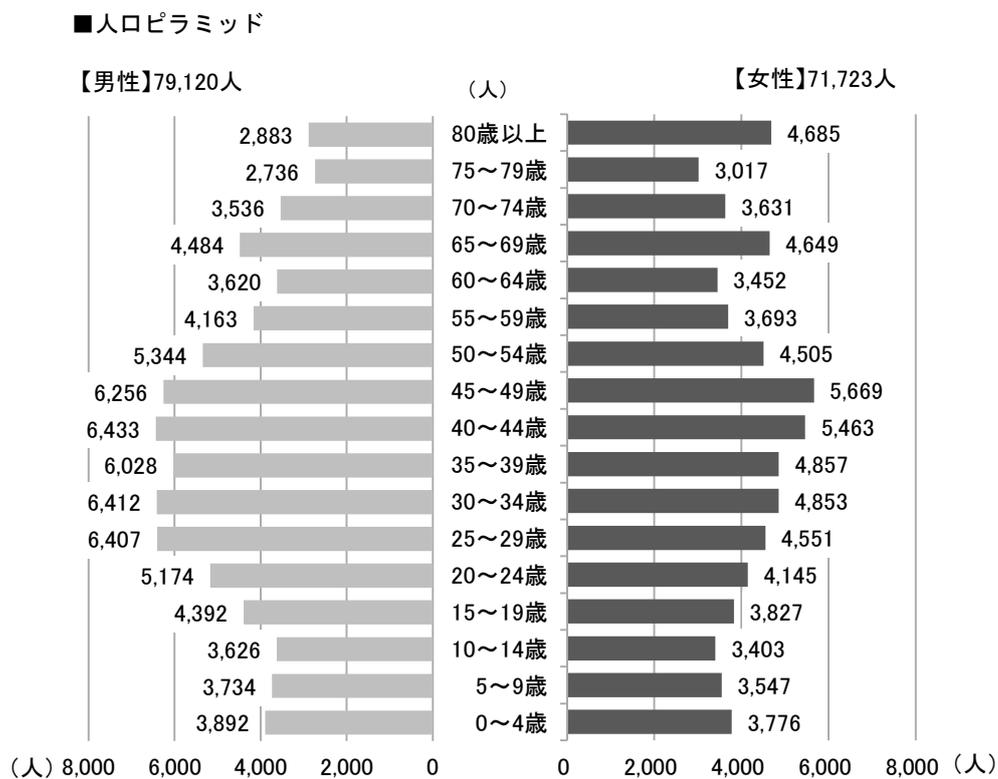


資料編

1 その他統計

(1) 人口について

本市の総人口は150,843人となっており、女性よりも男性の人口の方が多くなっています。特に男性の20歳代から40歳代にかけての人口が多く、生産年齢人口が総人口の65.8%（愛知県：61.2%）を占めており、若い世代や働き世代が多い人口構造となっています。

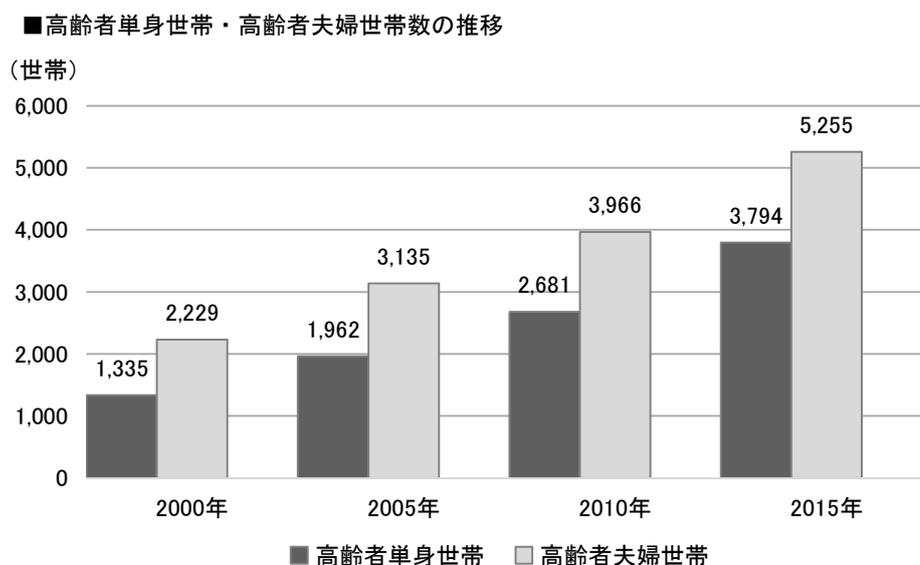


資料：住民基本台帳（2017（平成29）年10月1日現在）

(2) 想定される困難のある人について

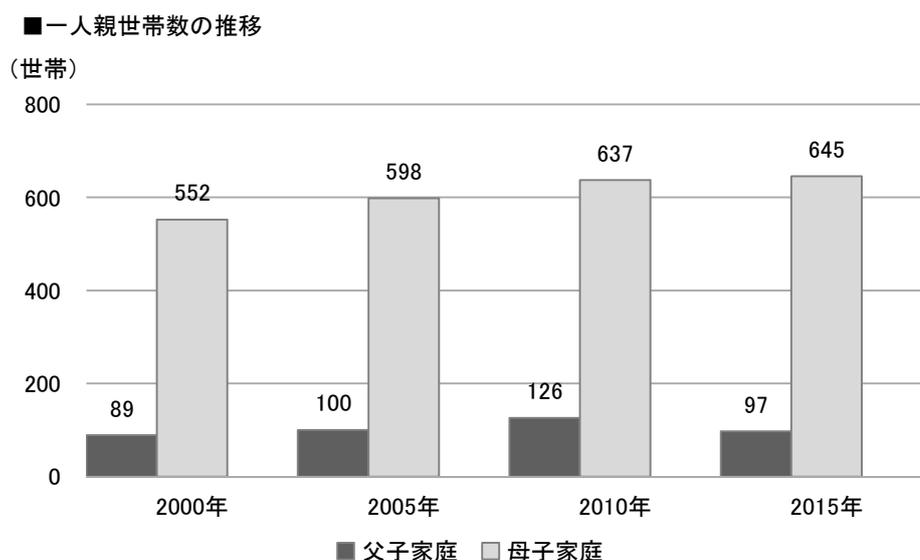
① 高齢者世帯について

高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯は、ともに増加傾向にあります。2000（平成12）年から2015（平成27）年にかけて、高齢者単身世帯では約2.8倍、高齢者夫婦世帯では、約2.4倍となっています。



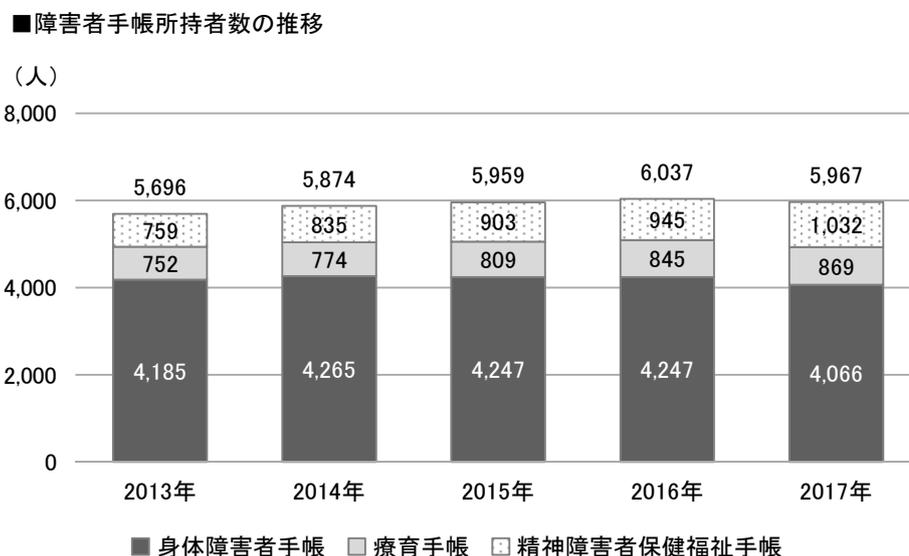
② 一人親世帯について

母子家庭は、微増傾向にあります。父子家庭は、年により増減がありますが、100世帯程度となっています。



③ 障害のある人について

障害者手帳所持者数は、2017（平成 29）年時点で 5,967 人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者・療育手帳所持者が微増傾向にあります。

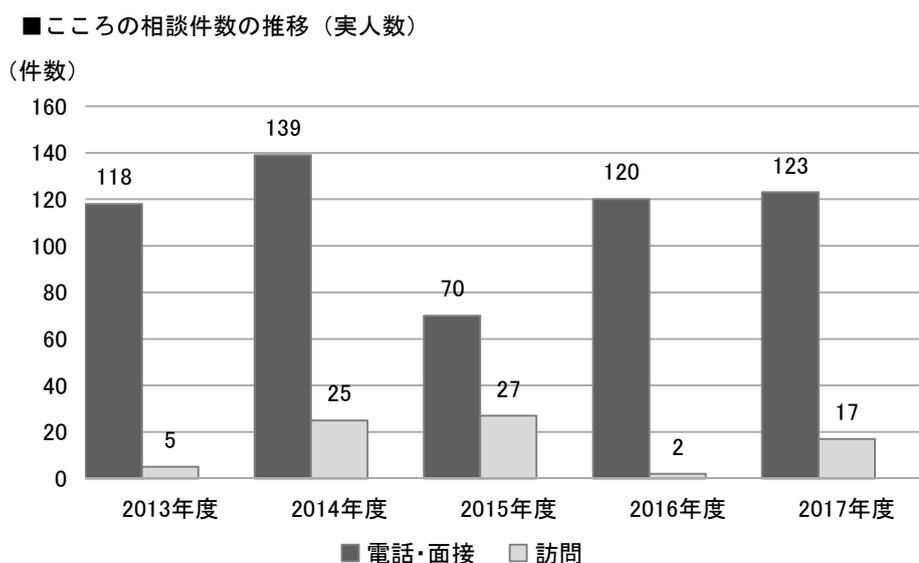


資料：第 5 期刈谷市障害福祉計画、第 1 期刈谷市障害児福祉計画（各年 4 月 1 日時点）

④ こころの相談件数について

こころの相談件数は「電話・面接」が大半を占めています。相談利用者の年齢別割合をみると、2014（平成 26）年度以降、7 割から 9 割が 20 歳から 39 歳となっています。

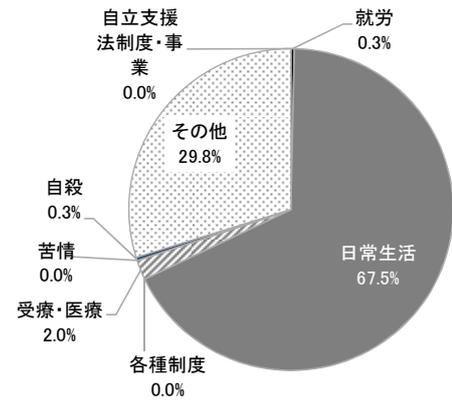
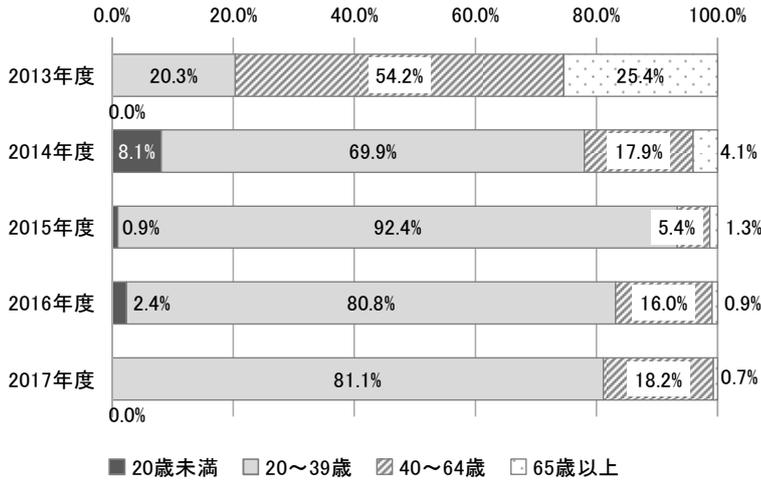
主な相談内容は「日常生活」となっており、「自殺」については 0.3%となっています。



資料：精神保健福祉業務実施状況報告（各年度 3 月 31 日現在）

■こころの相談件数【延人数に対する年齢別割合・電話・面接のみ】

■2017年度 こころの相談内容【電話・面接のみ】



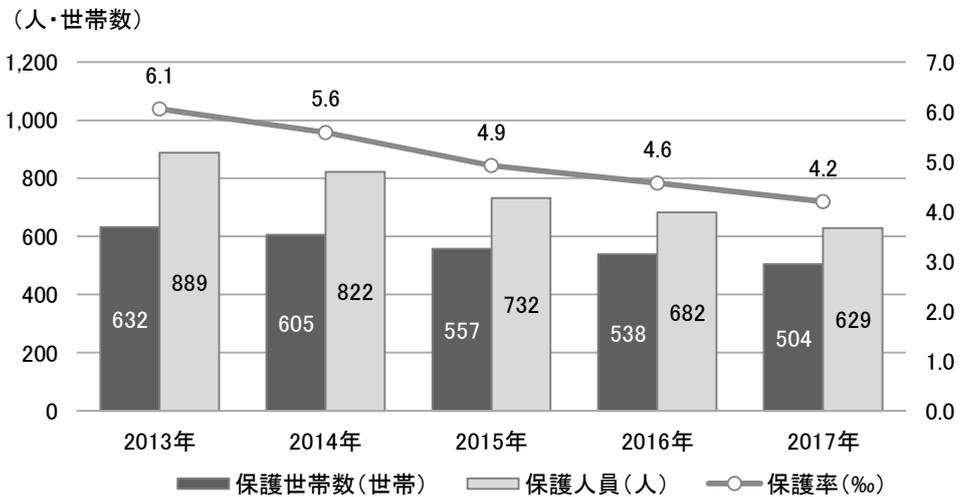
資料：精神保健福祉業務実施状況報告

資料：精神保健福祉業務実施状況報告

⑤ 生活保護受給者について

生活保護世帯数・保護人員ともに減少傾向にあります。

■生活保護世帯数・保護人員の推移



資料：生活福祉課資料（各年度3月31日時点）

⑥ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者について

本市の15歳から39歳におけるひきこもり推定人数は約800人、無業者（ニート）の推定人数は約1,170人となっています。

■ひきこもり推定人数

	15～39歳人口	ひきこもりの割合	ひきこもり推定人数
2018(H30)年	50,785人	1.57%	約800人

※ひきこもりの割合は、内閣府による「若者の生活に関する調査」（2016（平成28）年9月）の結果に基づく数値を採用。

※15～39歳人口の基準日：2018（平成30）年5月1日現在

資料：生涯学習課資料

■無業者（ニート）推定人数

	15～39歳人口	若年無業者の割合	若年無業者数
2018(H30)年	50,785人	2.3%	約1,170人

※2016（平成28）年の15～39歳人口に占める若年無業者の割合は2.3%（出典：「平成29年版子供・若者白書」）

※15～39歳人口の基準日：2018（平成30）年5月1日現在

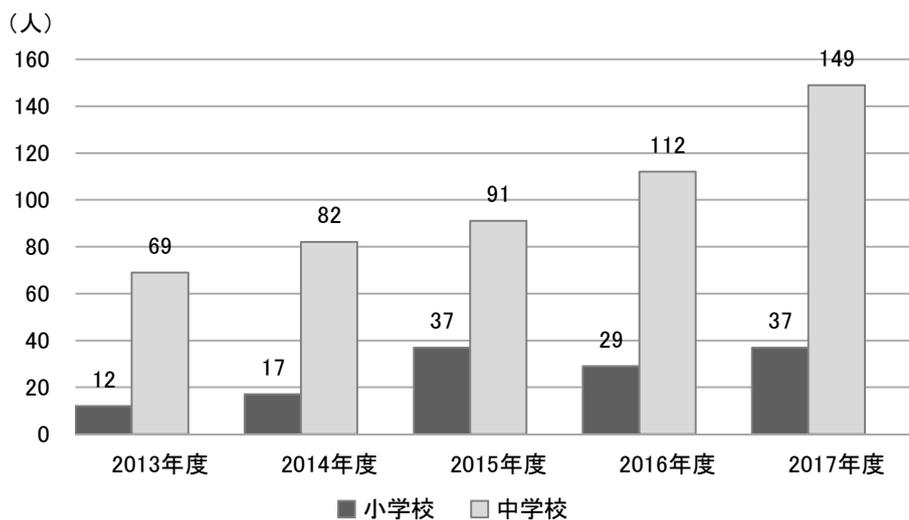
資料：生涯学習課資料

⑦ 不登校児童・生徒について

中学校における不登校生徒は、年々増加傾向にあります。

2017（平成 29）年度における全児童・生徒数に対する割合を算出すると、小学校では 0.4%、中学校では 3.6%となっており、中学校で不登校になるリスクが高く、年々上昇傾向にあります。

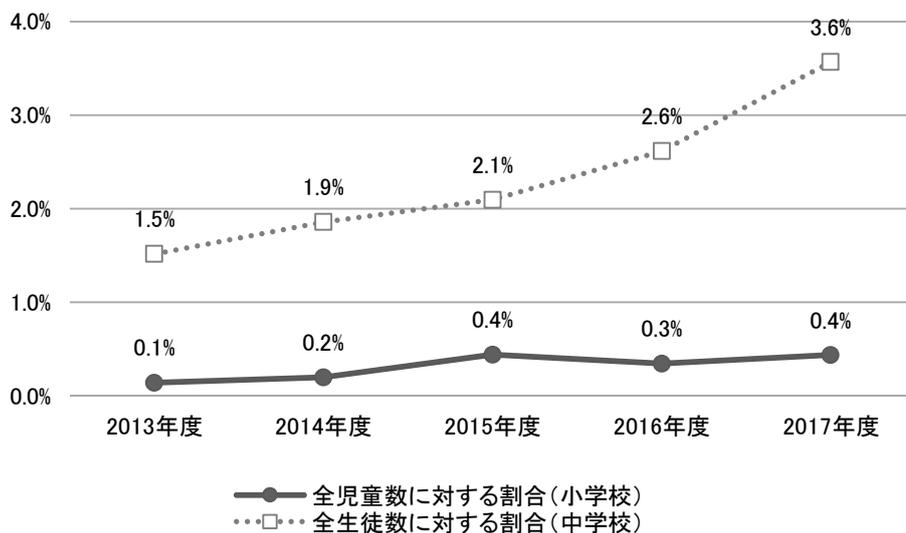
■不登校児童・生徒数の推移



※年間 30 日以上欠席がある児童・生徒数

資料：学校教育課資料（各年度 3 月 31 日時点）

■全児童・生徒数に対する不登校児童・生徒の割合の推移



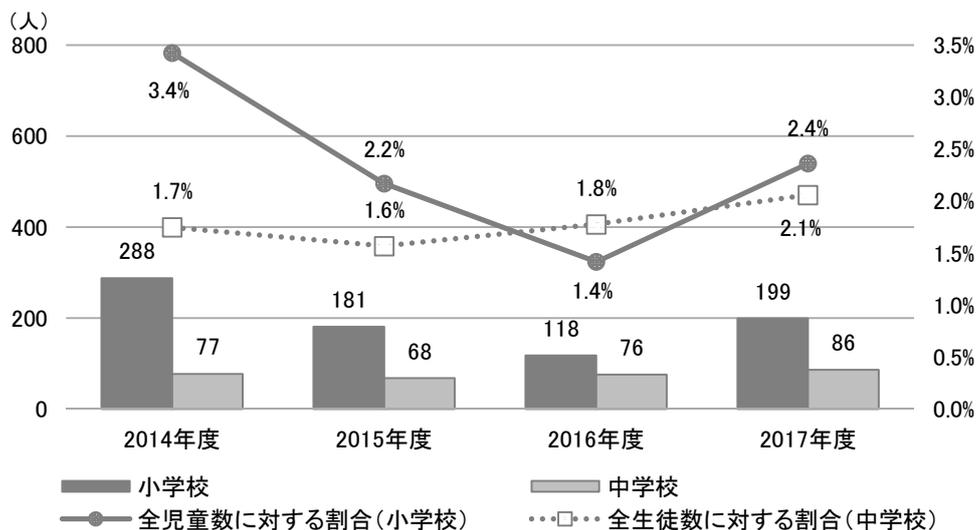
※全児童・生徒数：各年 3 月 1 日時点

資料：学校教育課資料（各年度 3 月 31 日時点）

⑧ いじめについて

小学校におけるいじめ認知件数は、2016（平成 28）年度まで減少していましたが、以後再び増加しています。2017（平成 29）年度における全児童・生徒数に対する割合を算出すると、小学校では2.4%、中学校では2.1%となっており、中学校の割合は微増傾向にあります。

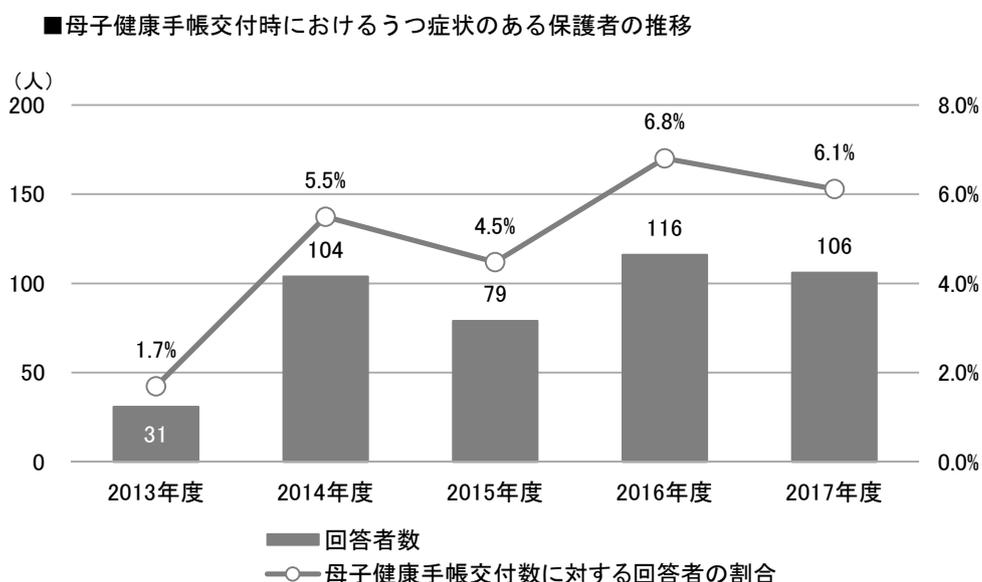
■いじめ認知件数の推移



資料：学校教育課資料（各年度3月1日時点）

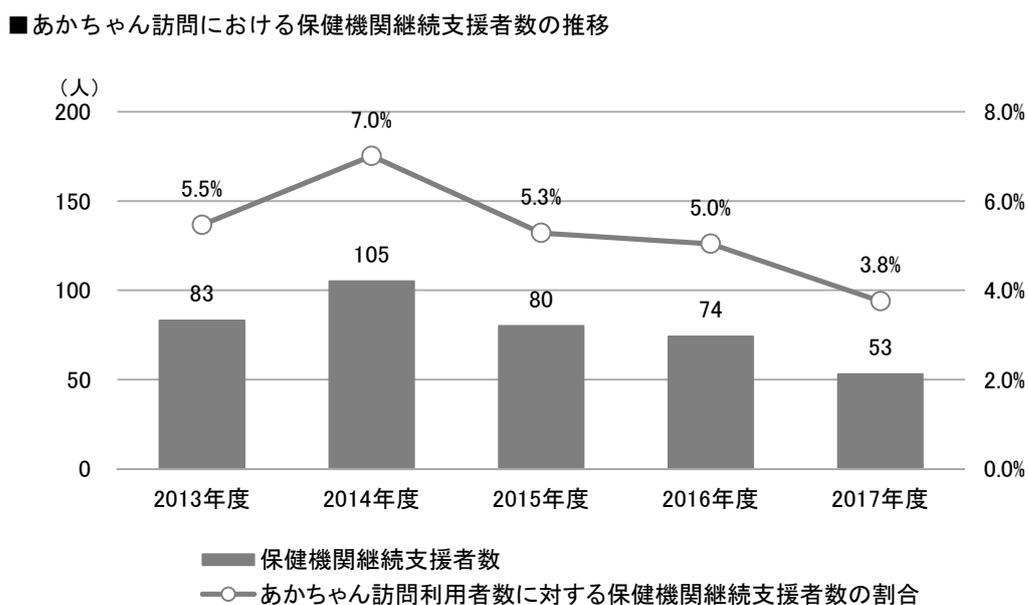
⑨ 母子健康手帳交付時におけるうつ症状のある保護者について

母子健康手帳交付時に「この1年間に、2週間以上続く眠れない、イライラする、涙ぐみやすい、何もやる気がしないなどの症状があるか」とたずねたところ、2017（平成 29）年度で「はい」と回答した保護者は 106 人、母子健康手帳交付数に対して 6.1%となっています。



⑩ あかちゃん訪問における育児不安のある保護者について

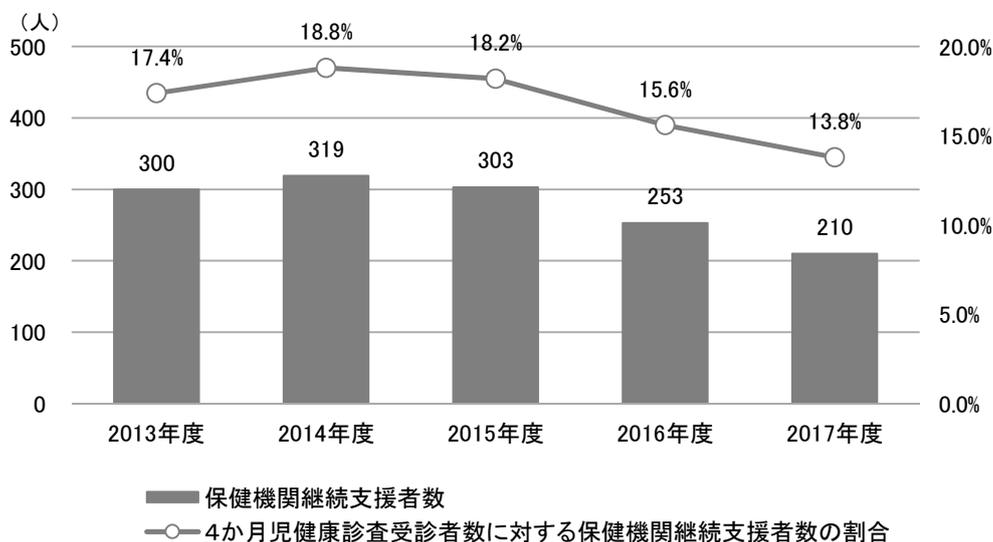
あかちゃん訪問の結果、「母の精神面の要因」によって保健機関の継続支援が必要となった保護者の状況についてみると、2014（平成 26）年度以降、減少傾向にあります。



⑪ 4か月児健康診査における育児不安のある保護者について

4か月児健康診査の結果、「親、家庭の要因」によって保健機関の継続支援が必要となった保護者の状況についてみると、2014（平成26）年以降、減少傾向にあります。

■ 4か月児健康診査における保健機関継続支援者数の推移

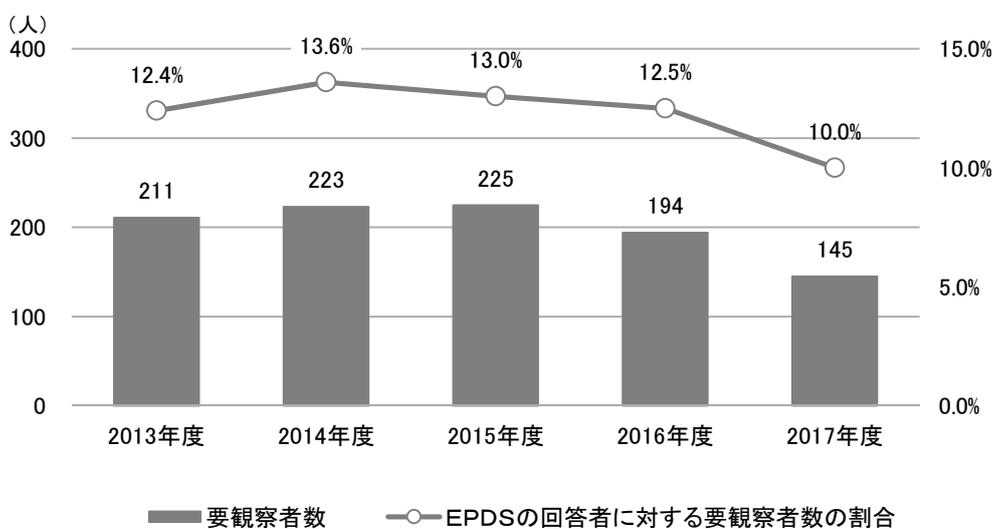


資料：子育て支援課資料（各年度3月31日時点）

⑫産後うつ病が疑われる人について

産後うつ病が疑われる産婦数についてみると、年度によって増減があるものの、減少傾向にあります。

■産後うつ病が疑われる産婦数の推移【4か月児健康診査にEPDSの回答者のうち、要観察者数とその割合】



資料：子育て支援課資料（各年度3月31日時点）

2 計画の策定経過

年月日	内容
2018（平成30）年7月24日	第1回刈谷市自殺対策計画策定部会の開催
2018（平成30）年8月9日	第1回刈谷市自殺対策計画策定委員会の開催
2018（平成30）年8月13日 ～8月24日	自殺対策関連事業実施状況調査の実施
2018（平成30）年8月13日 ～8月31日	関係団体等アンケート調査の実施
2018（平成30）年9月25日	第2回刈谷市自殺対策計画策定部会の開催
2018（平成30）年10月3日	第2回刈谷市自殺対策計画策定委員会の開催
2018（平成30）年10月11日	第3回刈谷市自殺対策計画策定部会の開催
2018（平成30）年10月23日	第3回刈谷市自殺対策計画策定委員会の開催
2018（平成30）年12月3日 ～2019（平成31）年1月4日	パブリックコメントの実施
2019（平成31）年1月8日	第4回刈谷市自殺対策計画策定部会の開催
2019（平成31）年1月18日	第4回刈谷市自殺対策計画策定委員会の開催
2019（平成31）年3月	「刈谷市自殺対策計画」策定

3 策定委員会について

(1) 刈谷市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づき、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画(以下「自殺対策計画」という。)を策定するため、刈谷市自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、自殺対策計画の策定に関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉健康部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、自殺対策計画が策定された時にその効力を失う。

(2) 刈谷市自殺対策計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

所 属	職 名	氏 名
刈谷病院	院長	垣 田 泰 宏
愛知教育大学	教授	田 中 生 雅
民生委員・児童委員連絡協議会	副会長	石 原 テル子
刈谷中央地域包括支援センター	看護師	岡 田 真希代
刈谷労働基準協会	専務理事	羽佐田 卓 広
衣浦東部保健所	技師	梅 村 和歌子
刈谷警察署 生活安全課	係長	山 田 和 芳
刈谷高等学校	養護教諭	手 嶋 由 起
市民代表		樽 林 寛 暁
市民代表		浮 邊 美砂代
福祉健康部	部長	鈴 木 克 幸

4 用語解説

あ 行

EPDS	エジンバラ産後うつ病質問票による自己評価
生きることの阻害要因	失業や多重債務、生活苦等、自殺リスクを高める可能性が高いもの
生きることの促進要因	自己肯定感や信頼できる人間関係等、自殺リスクを低下させる可能性が高いもの
いじめ防止モニター	地域の中で、いじめ防止に積極的に取り組む人のこと。学校ごとに、子どもにとって身近な保護者や、地区長、公民館長、民生委員・児童委員、保護司等の公職者等から選出され、部活動単位・通学班単位で構成されている。地域生活の中から、いじめの早期発見・早期対応につなげることを目的としている
SNS	Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある

か 行

介護予防ポイント事業 (はつらつサポーター事業)	65歳以上の人、刈谷市から指定を受けた施設等で行った活動に対して、ポイントが付与され、貯めたポイントは交付金に交換することができる事業。介護予防ポイント事業の活動を通じて、高齢者が自らの介護予防及び健康増進に積極的に取り組むことができるよう、支援することを目的としている
かりや健康づくり チャレンジ宣言 事業所認定制度	従業員やその家族の健康づくりに取り組んでいる、またはこれから始める事業所を募集し、優秀な取り組みをした事業所を表彰するもの
かりや健康づくり パートナー制度	刈谷市の健康づくりに協力してくれる店舗、事業所を認定する制度
Q-U 検査(楽しい学 校生活を送るための アンケート)	子どもの学校生活における満足度や意欲、学級集団の状態を測定するアンケート
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人
心の教室相談員	生徒の成長・発達に伴って生じるさまざまな不安や悩みを和らげるための相談活動を行う相談員
子育てコンシェルジュ	さまざまな子育て情報を集め市民に分かりやすく伝える、子育てサービスの案内人

さ 行

自殺死亡率	人口 10 万人あたりの自殺者数
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。2007（平成 19）年 6 月に初めての大綱が策定された後、2008（平成 20）年 10 月に一部改正、2012（平成 24）年 8 月に初めて全体的な見直しが行われた。2012（平成 24）年に閣議決定された大綱は、2016（平成 28）年の自殺対策基本法改正の趣旨やわが国の自殺の実態を踏まえ、2017（平成 29）年 7 月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された
スクールカウンセラー	いじめや不登校、学校での困りごとを抱える児童生徒に対し、学校現場で臨床心理の知見に基づき、児童生徒に向き合い教員と共にサポートする専門スタッフ。学校内で教員とは異なる立場・人間関係から児童生徒や保護者に関わり、教員と連携して問題に取り組むことで、さまざまな問題の心理的な要因に対するケアを手厚くすることを目的としている
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、学校での困りごとを抱える児童生徒とその家族を支えるための専門スタッフ。教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有しており、学校を中心とした子どもを取り巻く環境への働きかけを行うことを目的としている
セクシュアルハラスメント	性的な言動により、相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為

た 行

地域自殺実態プロフィール	地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援することを目的に、自殺総合対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。各地方公共団体では、提供される地域自殺実態プロフィールを参考に地域自殺対策計画を策定し、総合的な自殺対策を推進することとなっている（2017(平成 29)年作成)
地域自殺対策政策パッケージ	「基本パッケージ」と「重点パッケージ」から構成されており、地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターで作成されたもの。地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロフィールと地域自殺対策政策パッケージを活用し、地域の実情にあった地域自殺対策計画を策定するものとされている（2017(平成 29)年作成)

な 行

ニート	総務省が行っている労働力調査における、15歳から34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない人
認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域の住民、介護・福祉の専門職の人等、認知症に関心のある人が集まり、情報交換や仲間づくりを行う場
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を修了した人で、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者
認知症初期集中支援チーム	認知症の早期診断・早期対応に向けて、認知症高齢者とその家族を訪問し、相談を含めた初期支援を行う
認知症地域支援推進員	認知症になって困っている人や不安になっている家族から相談を受けたり、医療・介護・地域の支援サービスにつなげる役割を担う人

は 行

ハチマルゴウマル 8050問題	ひきこもりの長期化・高齢化を背景に、50歳代になったひきこもりの人が、高齢化した家族と共に追い詰められ、社会的に孤立している深刻な課題
パワーハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等、職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為
ひきこもり	さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外の交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態の人

ま 行

マンパワー	労働力等、人的資源のこと
無業者	非就業希望者と非求職者のいずれかに該当する人

わ 行

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	「仕事と生活の調和」の意味で、老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態にすること。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされる
----------------------------	---

刈谷市自殺対策計画

【2019年度～2023年度】

2019（平成31）年 3月

発行：刈谷市

編集：福祉健康部 健康推進課

〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2

TEL：(0566) 23-8877 FAX：(0566) 26-0505
